

浜浦小学校「いじめ防止基本方針」（令和7年度版）

新潟市立浜浦小学校

I 基本理念

本校は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）及び「新潟市いじめ防止等のための基本的な方針」（平成29年4月1日改定）の下、次のような基本理念を全職員で共通理解し、いじめの防止に向けて取り組んでいくものとする。

いじめは、どの子どもにも起こりうる、深刻な人権侵害であることを認識し、子どもたちが互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校、保護者、地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向けて取り組む。

II 具体的な取組・方途

1 全校児童のかかわりを豊かにし、互いに高め合う教育活動の充実

（1）特別活動における異学年交流活動

縦割り班活動（浜っ子活動）を異学年交流の場とし、浜っ子活動として、清掃活動及び、全校遠足や浜っ子ミニ集会（年間10回程度）を位置付けている。浜っ子ミニ集会では、上学年のリーダーシップの下、縦割り班ごとで遊んだり、児童会行事などの話し合いをしたりする。さらに、児童会祭り（浜っ子フェスティバル）や6年生を送る会などの児童会行事において、縦割り班ごとの活動を位置付け、積極的にかかわる場を設定する。

（2）各学級の学級旗作成

各学級でどんな学級にしたいかを話し合い、各学級の目指す姿を基に、合言葉やデザインを考え、学級旗を作成する。子どもたちの思いが詰まった学級旗を全校で発表し合い、学級としての集団のまとまりや高まりを図る。

（3）学級力アンケートの実施と学級会議による振り返り

年4～5回学級力アンケートを行い、その結果をチャートで表示し掲示する。学級力会議を開き、アンケート結果を見ながら児童と担任が自学級の姿を振り返ることで、よりよい関わりの醸成を図りながら自治力を高めていく。

2 いじめを生まない学校風土づくりと早期発見

全職員は、全児童に積極的にかかわり、児童の一面的な理解にとどまることなく、多面的な理解に基づき、信頼関係を築くものとする。

（1）職員終会において児童についての情報交換

毎週木曜日の職員終会において、各学年の児童の様子について情報交換をする。児童の気になる言動や友人との関係、欠席状況など、些細なことでも職員間で情報を共有し、児童の実態を把握する。

（2）「CS（Children Seeing）カード」の実施

各月、児童の学校生活での様子と実態を把握するために、CSカードによるアンケートを行い、困っていることや気になっていること等の声に耳を傾ける機会とする。訴えがあった児童に関しては、担任及び、関係する教職員が事情を詳しく聞き、きめ細やかな対応をする。さらに、毎月のCSカードの結果（訴えと対応）を生活指導主任がまとめ、全教職員に提示し、共通理解を図る。

（3）「子どもを語る会」の実施

年度初めに設定し、特に配慮を要する児童を中心に、実態や指導方針について共通理解を図る。これらの積み重ねにより、全職員による意図的、臨場的な指導体制を構築する。

(4) 「いじめに関するアンケート」の実施

毎月のＣＳカードの他、いじめに関するアンケートを３回以上実施する。アンケートでは、いじめにつながると思われる内容について、自分がされたことやしたこと、見たか聞いたことについて、選択式で回答させる。頻度の多い回答をした児童については、個別に聞き取り、状況を把握し、対応する。その後、生活指導主任が全校児童のアンケートの結果をまとめ、全教職員に提示し、共通理解を図る。

(5) 情報モラルを身に付けるための教育を各学年の実態に合わせ、計画的に行っていく。

(6) 学校説明会やＨＰによって、この学校いじめ防止基本方針についての共通理解を図り、地域住民、保護者との連携をとれるようにする。

(7) いじめにつながる言動があった時は、教頭と生活指導主任に直ちに報告し、いじめ対応ミーティングを開催する。詳細の報告書（トラブル報告書）がある場合は、４部印刷し、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任に提出する。

3 特設委員会による迅速な対応

(1) 重大ないじめと判断される場合、管理職の判断のもと、必要に応じいじめ対策委員会を開き、すぐに対応する。迅速かつ丁寧な指導を行うために、速やかに事実関係を明らかにする。時系列で指導及び、対応の様子を記録しながら、解決に向けて、学校全体として組織的に対応・指導に当たる。

(2) 「いじめ対策委員会」は、校長を委員長とし、生活指導主任を主任とする。構成委員は、委員長と教頭、主任及び、必要な教職員をこれに充てる。

4 外部関係機関等との連携

いじめに関する事案が生じた際は、教育委員会や児童相談所等関係諸機関に速やかに報告し、連携に基づいて対応に当たる。

<参考>

○ いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号）第２条 【いじめの定義】

この法律において、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

○ いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号）第３条 【基本理念】

- ・ いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない（適用範囲）。
- ・ いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない（児童理解）。
- ・ いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない（関係者連携）。

○ いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号）第８条 【学校及び教職員の責務】

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。